

安全って、本当ですか？

2010年10/10
ニュース第8号

武田薬品湘南新研究所を問う！

(発行)：武田問題対策連絡会 <http://www.shounan.biz/>



湘南鎌倉総合病院13F特別室からの武田薬品実験動物焼却炉 8/29 正午撮影：小林

(右手は村岡東の住宅地、右上は藤沢駅周辺)

実験動物焼却炉からの排気は本当に安全か？臭気は？

9月24日から実験開始！ 構成：ニュース編集部

実験動物を使って焼却炉で12月中旬から試運転か？

「私たちも用済みで、間もなく焼却処分される日を待っているのね」

9/27(月)武田薬品の焼却炉の排気筒から黒い煙や白い煙が出ている！実験動物焼却炉の設置反対を訴え、鎌倉・藤沢市長に署名要望書を出したばかりの近隣住民11,000世帯に、瞬間にそのニュースは伝わり、大騒ぎになった。市と武田に問い合わせたら、常用発電機に9/24(火)に火入れ、非常用発電機に9/27(月)重油を使っての試運転を実施したとのこと。12月には実際に動物を使っての試運転が行われる予定だ。

こどもの健康と命を守るため、せめて実験動物の焼却はやめてほしいと立ち上がった近隣住民の気持ちを逆撫でする武田薬品の動きに対して呆れはて、同社の薬の不買運動に発展する可能性も出てきたとの見方もある。



恐怖の大量汚染ガスから身を守るための7ヶ条

鎌倉市岡本在住・工学博士・宮澤政文

来年春から巨大な武田薬品研究所が稼働を始め、恐怖の汚染ガスが24時間、365日、近隣住民を苦しめます。大量の汚染ガスには、放射能物質、有毒化学物質、バイオ実験の生成物、ウイルス、病原体、実験動物の汗・唾液・糞尿・体毛・悪臭などが含まれます。動物死骸焼却炉からの灰や煙やダイオキシン類も含まれます。コトバだけの安全協定は何の役にも立ちません。このまま放っておけば、我々人間の生命や健康が脅かされるだけです。自分自身と家族を護るための対策案は以下に示すとおりです。

1. 自宅の各部屋に高性能の空気清浄機を設置して毎日運転する。
2. ベランダの戸や部屋の窓にある網戸に高性能フィルターを取り付けて、ウイルスなどの有毒付着物を頻繁に除去する。
3. なるべく窓を開けない。風向・風速などの気象情報を常に確認する。風向きにより洗濯物を屋外に干さない。
4. 季節風に注意。2、3月の春一番。台風季節。晩秋の強風。気温が高く風の弱い時は窓を開けない(逆転層が出来る)。
5. 火事、大地震、強い台風、落雷、富士山噴火が起きたときは、速やかに、研究所から遠くに避難する。間違っても、消火・救難活動を手伝ってはいけない。バイオハザード(生物災害)にさらされる。
6. 乳幼児、子供、老人を含め、家族全員の健康診断記録や病気の記録を保存しておく。
7. 究極の安全対策は転居すること。転居先は南西風の風上側、JR辻堂駅以西が望ましい。

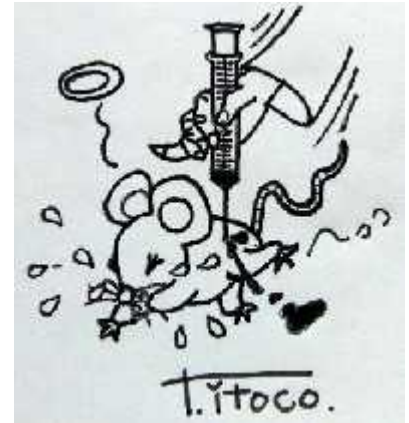
活動資金カンパのお願い 会計 甘粕君枝

「安全って本当ですか？」ニュース発行の紙代にも事欠いて、自腹を切りながらがんばっています。賛同される方のご支援・カンパのご協力をお願いいたします。

お近くの当会役員・幹事に直接手渡していただくか、下記の口座へお振り込み下さい。

三菱東京UFJ銀行 店番 732

普通預金・口座番号:0024407 武田問題対策連絡会



< 編集後記 >

ニュース担当 國枝 健

猫大好き人間で、動物愛護に熱心なご近所の奥さんが訪ねてきて、封筒をおいて帰った。¥15,000の高額カンパに驚き、呼び止めて話を聞いたところ、「國枝さんが書かれた“境川下流域の皆様へ”を読んで、近代の日本では、全て当時超一流の国策企業と行政に任せておいた結果が悲惨な公害事件に結びついていること、また1日1,800kg(30gのマウスに換算すると、およそ6万匹)もの実験動物を焼却処分する武田薬品の研究所計画への不安を訴えた文章に驚きました。以来2年間、私は武田の商品だけはと不買運動を続けています。」と話してくれた。

私は糖尿病で入院したとき、知らずに飲まされていた薬が武田の製品だと知り、他社に換えてもらった話をしながら、礼を言った。薬局でタダでもらった、低血糖時になめる固形ブドウ糖が武田薬品のものだと気がついてからも、捨てられずに財布の中に忍ばせていることを恥じ、それだけは言えなかった。

タケダの研究者と行政の専門家を呼んで開いた自治会主催の説明討論集会の席上で、鋭い質問をしていた2年前の彼女の輝く澄んだ目を思い出しながら、多額のカンパの入った封筒を神棚においた。

“原告らの請求をいずれも棄却する”

武田薬品研究所汚染排水に対する公害防止の観点を欠いた横浜地裁判決



武田問題対策連絡会 代表 原告 小林麻須男

10月6日、横浜地裁で、武田薬品研究所汚染排水の公共下水道への排出差し止め裁判の判決が出された。判決は、市民の公害防止のための住民協定を無視し、武田薬品研究所汚染排水の垂れ流しを容認する不当判決であるといわなければならない。武田問題対策連絡会の原告9名は、東京高裁への控訴を決め、準備を進めている。（写真は横浜地裁 10月6日撮影）

市民と結んだ住民協定よりも都市計画法、下水道法を優先する不当判決

昭和53年、藤沢市は住民との間で、「大清水浄化センター（公共下水道処理場）へは、公害の発生を防止するため、武田薬品を含む市内50社との間で、「工場から排出する排水の内、厨房、便所及びその他生活系の排水以外の洗浄用、冷却用及びボイラー用等の生産工程に使用された排水（工程排水）等については本処理場へは受け入れない」との協定を締結した。

しかるに今回の判決は、「事業主である地方公共団体は、これらの者に公共下水道を使用させる義務を負うのはもとより、公共下水道の利用を励行すべき立場にあるといえる」と述べ、藤沢市が市民との間で結んだ、工場排水を受け入れないとする公害防止協定よりも、都市計画法や下水道法を優先させ、武田薬品の汚染排水の受け入れを支持した。

本来、上乘せ協定は、当該法律よりも上位にあるべきものであるにも係わらず、このような判決は、同じ協定を結んだ武田薬品以外の49社との協定破棄に道を開くものであり、市民の闘いで勝ち取った上乘せ公害協定を骨抜きにする不当判決であると言わなければならない。

武田薬品研究所排水を公害汚染排水と認めない横浜地裁判決

藤沢市と武田薬品は、「研究所排水は工場排水ではないから協定違反にはならない」、「研究所排水は生活排水と同じだから協定違反にはならない」、などと強弁している。

原告は裁判で、「武田研究所の排水はバイオ・遺伝子組み換え排水、創薬開発のための30数種類の化学薬品排水、RI排水、薬品・病原菌を投与された実験動物排泄物など複合汚染された公害を引き起こす危険な排水であるから、研究所排水の方が工場排水より数倍も危険な公害汚染排水であり、一般生活排水と同じどころかより危険な特別管理廃棄物である」と主張してきた。

しかるに判決はこのことを認めず、一般的な公共下水道排除基準をクリアすれば受け入れられるとする市の主張を擁護している。排水の水質検査にしても、水量、温度、pH程度で適切な水質検査が実施されていると認定している。武田薬品研究所排水を公害汚染排水と認めない横浜地裁判決は、肝心な危険性を見落としているところに問題がある。

危険な研究所排水の公害防止は、排出前の出口自社処理、循環再利用がもっとも効果的

判決は、大量の水で薄めれば公共下水道に流せるという判断を支持しているが、薄めれば薄める程、公共下水道で危険物をキャッチすることは困難になり、結局、江の島の河口に沈殿・堆積するということになる。住民は、裁判で、研究所内に自社廃水処理装置を設け、バイオ危険物を門前で回収することが公害防止にとって最も効果的であると訴えたが、横浜地裁判決が公害防止の観点を欠落させ、不当判決に至ったところに問題がある。

武田薬品長谷川社長の見識を問う！

朝日環境フォーラム「水資源問題」でパネラーをつとめる

事務局・青柳節子

朝日新聞社主催・朝日地球環境フォーラムが、9月13日東京ホテルオークラで、「水と緑と太陽と」をテーマに開催され、世界の水問題に真正面から取り組む企画だった。オランダ皇太子の基調講演、米国や中国、シンガポールの論客に加え、日本代表として武田薬品社長がパネルディスカッションに参加するというので、この機をとらえ、武田問題対策連絡会では社長への要請行動とフォーラム参加者に武田研究所建設問題をアピールする宣伝行動をおこなった。

「食料、健康、安全、文化、すべてにおいて水の不足というのは決定的な問題になる」とオランダ皇太子は強く訴えたそうだが、連絡会はホテル前で、フォーラムのパネラーになりながら、“武田薬品バイオ研究所では大量の水を再利用もせず全量放出するというのは、言うことと行う事と違っているのではないが、有害物質を扱いながら検査もきちんとせずに大量の排水を放出するとは大企業の見識を問う”とマイク宣伝した。



うなずきながら会場に入っていき人や、動物実験を大量にするんですかと質問して、仲間に知らせるからと資料を要求する人などがいた。パネル展示しながらのパンフ配布は受け取りがよく、10人で約250部を配布した。

長谷川社長に対する安全協定と焼却炉問題の要請文は社長に直接渡すことは出来なかったが、宣伝行動後、5名が東京八重洲の武田薬品東京本社に行き、大槻広報部長に会って渡すことができた。東京本社での要請行動もアピール効果を上げたものと思われ、今後とも武田薬品に対する要請行動は機を見ておこなっていきたい。

“ 霊長類の実験使用を原則禁止 ” E U 欧州議会が可決！

「安全って本当ですか？」ニュース編集部

欧州連合(EU)は9月8日、仏ストラスブールで開いた本会議で、薬品開発などの科学実験でチンパンジー、ゴリラ、オランウータンなどの霊長類の使用を原則禁止する法案を可決した。動物の権利に配慮する立場から世界で最も厳しいルールになると見られ、製薬会社などに影響を与える可能性がある。EU加盟27カ国は今後2年以内に国内法を整備する。

製薬会社などは、動物に苦痛を与えるような実験も極力減らすよう求められる。EU加盟国は、動物実験をする研究所を対象に、立ち入り検査も含め厳しく監督することが義務づけられた。EU域内では、毎年1200万匹程度の動物が科学実験に利用されている。だが、動物愛護団体の強い主張を背景にした規制が相次いでいる。

住宅地に隣接した村岡東で、1日に900kgの実験動物を焼却処理する焼却炉の排気塔から、9/27(月)に真っ黒な煙や白い煙が出ているのが目撃され、焼却炉設置に反対する近隣住民の気持ちを逆なでする事件が起きた。

一日に、30gのマウス換算で30000匹、ウサギや猫だと300匹、ビーグル犬なら90頭、ニホンザルなら60頭の処理が可能な焼却炉だ。近隣住民の反対を押し切った上に、動物愛護の精神からも、武田薬品の方向が、国際的流れに逆行していることがはっきりした。(この記事は動物愛護団体の女性からの通報と、9/9付日経新聞報道を参考にして構成した)

武田問題何でも相談室

不安なこと、知りたいこと、何でもご連絡下さい。ご質問の内容を調べて、一緒に勉強していきましょう。

<携帯> 090-6317-5547(小林) 090-4602-1190(平倉) 090-3310-9072(國枝)

<メール> aoyagipc@jcom.home.ne.jp(青柳) mark_f@zpost.plala.or.jp(福岡)

k.obata@ad.cyberhome.ne.jp(小幡)